

要介護認定・要支援認定関係資料外部提供依頼方法

依頼できる方：介護サービス計画を作成される方

- 利用者の担当ケアマネジャー（居宅サービス計画作成依頼届を提出していることが必要です。）
- 利用者が入所または入居している施設の担当職員

依頼書提出場所：東かがわ市役所長寿保健課（市役所 1 階）

（〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1）

申請に必要なもの

□要介護認定・要支援認定関係資料外部提供依頼書（依頼書提出場所にあります。市ホームページからダウンロードもできます。）

※介護保険施設以外に入居の方または介護保険施設に入所されて期間が短い方は、介護保険施設等の欄に施設名等が記入されている介護保険被保険者証のコピーまたは、本人の契約書等、入居・入所が証明できる書類が必要です。

□返信用封筒（郵送による申請の場合または郵送による返信をご希望の場合）

封筒（長 3）に返信先の宛先を記入し、郵便切手 110 円分を貼り付けた返信用封筒を同封してください。申請が 2 件以上の場合は、切手が不足しないようご注意ください。

●認定資料の提供

認定資料は、申請の翌開庁日（郵送の場合翌開庁日の夕方発送）にお渡しします。

書類管理の関係上、即日提供はできませんのでご了承ください。

要支援の方の外部提供は原則、東かがわ市地域包括支援センターがおこなっております。

問合せ先
東かがわ市役所長寿保健課
介護保険グループ
TEL：0879-26-1360
FAX：0879-26-1361